

厚生労働省 御中

感染症法改正（案）についての意見

2021. 01. 27

全国保健所長会

令和3年1月15日に、第51回厚生科学審議会感染症部会に示された資料1「新型コロナウイルス感染症対策における感染症法・検疫法の見直しについて（案）」における論点に沿って、全国保健所長会会員から寄せられた意見をまとめましたので、部会の事後になりますが、何卒ご検討いただきますようお願い申し上げます。

① 新型コロナウイルス感染症の位置づけ

・新型コロナウイルス感染症を法律上、「新型インフルエンザウイルス等感染症」に位置付けることで、病原性・感染性の高い、かなり恐怖を抱かせる疾患であるという概念が、一般市民の方々のみならず医療従事者にも誤解を蔓延らせる懸念がある。「特別な病気」としたイメージが広がり、診療拒否や受診控えや、地域医療体制のバランスを崩すことになりかねない。

・感染症法の新型コロナウイルス感染症を、この類型にあてはめることが、現行の運用上の対応に即したものと判断されるとしても、一般市民やマスメディアに向けて「新型インフルエンザとは異なる疾患」という丁寧な説明を、国が率先して十分に行ってほしい。

② 国や地方自治体間の情報連携について

・都道府県が政令指定都市や中核市を含めてデータを把握して、国に情報を伝達するところ
に地方衛生研究所の役割も明記してはどうか。

・情報集約のデジタル化は、保健所や自治体のIT環境の整備を伴うものなので、合わせて必要な設備投資を望む。その場合、各自治体の情報セキュリティ対策（ネットとの分離他）は、行政の機密上及び個人情報保護の観点からも重視されなければならない。

・また、現在は情報セキュリティ対策のため様々な対策が自治体ごとに行われているが、これらの多くが情報連携を妨げる一因ともなっている。総務省他関係省庁と連携し、情報保護と情報連携が両立する体制を構築していくことが必要である。

③ 宿泊療養等の実行性の確保について

・宿泊療養と自宅療養も法的に位置づけることには賛同するが、入院勧告とは別に、宿泊療養にも勧告を行えるようにして、自宅療養とは一線を画して設定していただきたい。

・宿泊や自宅での療養を拒否される場合に「入院勧告」はなじまず、受け入れる病院にさらなる負担をかけることになる。特に病床逼迫の都市部や流行拡大している地域においては、

医療機関に軽症の患者の“見張り”を強いることは許されない。また、そのような目的に敵う病院は存在しない。

- ・宿泊療養施設の基準において、感染症対策が可能なことに加えて、入院が必要ではない高齢者が療養できる環境にも配慮した施設も確保していただきたい。

- ・感染症法における罰則規定の設置に関して、保健所の感染症対策の実効性の確保は、法の理念に沿うよう、当事者である感染者をはじめとする市民の理解、協力を得ながら対応していくことが基本であるため、十分な検討が必要である。なお、療養や積極的疫学調査の拒否や虚偽の回答に「正当な理由がない場合」という正当性の基準や判断は、都道府県知事の権限を保健所長が委任されて行うことを想定しているのであれば、運用において現場が困ることがないように、配慮いただきたい。

- ・保健所は住民に寄り添い、住民の健康と命を守る使命をもって業務を行っているが、もし罰則を振りかざした脅しを行うことにより住民の私権を制限することになればアンビバレンスと言わざるを得ず、職員の気概も失われ、住民からの信頼関係を築くことは困難になり、住民目線の支援に支障をきたす恐れがある。感染症の拡大防止の効果に繋がるよう慎重に検討いただきたい。

- ・悪質で感染拡大に係るような実害が及ぶ行為においては、感染症法を用いるのではなく、公務執行妨害や傷害罪という既存の別の法律で対応すべきではないか。

- ・健康観察の報告の求めに応じる「義務」や「努力義務」の違いによって、実効性はどのように担保されるのか。

④ 国と地方自治体の役割・権限の強化について

- ・背景において、「一部の自治体からデータが提供されず、」という記載は、憶測や誤解を生む恐れがあると考える。

- ・民間検査機関等の協力において、検査の精度管理や医療機関との連携とあるが、検体保存など病原体サーベイランスに関する協力も国から民間検査機関に積極的に呼び掛けていただきたい。

なお、全国保健所長会としては、個々の保健所から今回の見直しについて、様々な意見や懸念を承っています。その中には「対応困難な患者に対する罰則規定を求めない」という意見もあります。困難事例においても、常に個々の事情に鑑み誠意をもって、入院、宿泊、自宅それぞれにおいて療養を終えるまで継続する支援を行っておりますが、それぞれの対応に時間的、人的余裕が全くない感染拡大状況において、丁寧に行うことが困難な現状です。罰則があれば…というのは窮地の状況を現場の声として訴えられたものと察しております。

よって、今回の法改正（案）に関して、新型コロナウイルス感染症を法的に位置づけた場合に「特別な病気」とのイメージが広がるおそれや、実効性を担保するための罰則規定などに

ついて、解決すべき課題があり慎重な検討が必要と考えております。

過去の伝染病予防法や、らい予防法、エイズ予防法の反省から成立した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の理念に沿って、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供の確保という、感染症対策の目的を遂行することができますよう、保健所がこれからも、住民の立場に立ち、関係機関とともにあらゆる人々の命と健康を守る使命が持続可能でありますよう、どうぞご理解いただきたく、何卒お願い申し上げます。